

# 第6回幕別町議会臨時会

## 議事日程

平成15年第6回幕別町議会臨時会  
(平成15年11月28日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
14番 坂本 偉 15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝
- 日程第2 会期の決定 11月28日（1日間）  
（諸般の報告）
- 日程第3 議案第73号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第74号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

# 会 議 録

平成15年第6回幕別町議会臨時会

1. 開催年月日 平成15年11月28日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 11月28日 10時00分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- |         |          |         |         |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江  | 2 中橋友子   | 3 野原恵子  | 4 牧野茂敏  | 5 前川敏春  |
| 6 助川順一  | 7 堀川貴庸   | 8 乾 邦広  | 9 小田良一  | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹  | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	教 育 長 沢田治夫
総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司	経済部長 中村忠行
建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征
総務課長 菅 好弘	企画参事 羽磨知成	町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭	保健福祉センター所長 佐藤昌親	
農林課長 増子一馬	土木課長 田中光夫	水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄	糠内出張所長 横山義嗣	会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男	学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 町提出議案

議案第73号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第74号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

14番 坂本 偉 15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝

# 議事の経過

(平成 15 年 11 月 28 日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただ今から、平成 15 年第 6 回幕別町議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [議事録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

## [付託省略]

- 議長（本保証喜） お諮りいたします。  
日程第 3、議案第 73 号、日程第 4、議案第 74 号の 2 議案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によつて、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。  
したがって、日程第 3、議案第 73 号、日程第 4、議案第 74 号の 2 議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

## [議案審議]

- 議長（本保証喜） 日程第 3、議案第 73 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。  
説明を求めます。  
西尾助役。  
○助役（西尾 治） 議案第 73 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。  
議案の説明資料 1 ページをお開きいただきたいと思います。  
本条例につきましては、人事院勧告に基づきまして、一般職に準じ、特別職及び議会議員の期末手当の支給率を改定するものでありまして、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例、幕別町教育委員

会教育長の給与に関する条例、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の3条例を改正するものであります。

内容につきましては、平成15年度分の期末手当につきまして、0.25か月分引き下げることと、常勤の特別職の平成16年度以降の期末手当の各支給月の割合を変更するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページを併せてお開きいただきたいと思っております。

第1条、第2条につきましては、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

第1条では、同条例の第4条中、15年度12月に支給する場合において100分の240とありますものを100分の215に改めるものであります。

第2条につきましては、平成16年度以降の期末手当の支給に適用するものであります。

第1条で改正しました後の条文の改正でありまして、6月に支給する場合においては100分の225とありますものを100分の210に改め、また、12月に支給する場合においては100分の215とありますものを100分の230に改めるものであります。

この改正によりまして、平成15年度の期末手当の支給率の合計は4.65か月分から4.40か月分に、0.25か月分の引下げ、16年度の期末手当の支給率の合計につきましても同様に4.40か月分となるものであります。

議案の説明資料の3ページ、4ページになりますけれども、改正条例第3条、第4条につきましては、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、第1条、第2条と同様でありまして、第3条につきましては、15年度12月の期末手当支給率の改正、第4条につきましては、16年度以降の6月と12月の期末手当の支給率を改めるものであります。

続きまして、議案の説明資料5ページになりますけれども、改正条例第5条につきましては、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正するものであります。

議会議員の期末手当につきましては、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給率を踏まえまして、改定をいたしてきているところでもありますことから、これまでご説明いたしましたとおり、議会議員の12月期末手当につきまして、0.25か月分引き下げるものでありまして、条例第2条第2項第2号中、100分の295とありますものを100分の270に改めるものであります。

議案書の1ページになりますけれども、施行月日につきましては、平成15年12月1日となります。

また、先ほどご説明をいたしましたとおり、第2条、第4条の規定につきましては、平成16年4月1日からとするものであります。

なお、今回の改正によりまして、削減される額でございますが、総額で223万4,161円となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第74号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 74 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

職員の給与につきましては、毎年、人事院勧告に基づき改定を実施してきているところであります。本年度は 8 月 8 日に社会経済全般の動向を踏まえ、民間企業との均衡を図ることを基本といたしまして、一般職職員の給与勧告が行われたところであります。

勧告の内容につきましては、公務員給与が民間給与を上回っておりますことから、昨年度に引き続き、給料月額の下げ、期末勤勉手当の 0.25 か月の下げ、扶養手当と通勤手当の改定を行い、年間給与の実質的な均衡を図るものとなっております。

この勧告に基づきまして、条例改正を行うものであります。

以下、給与に関する条例の一部を改正する条例の条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

議案書の 2 ページも併せてお開きいただきたいと思います。

改正条例第 1 条につきましては、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

説明資料の 6 ページになりますけれども、第 8 条につきましては、扶養手当について規定しているものですが、第 3 項中、前項第 1 号に掲げる扶養親族は配偶者のこととありますけれども、これにつきましては 14,000 円とありますものを 13,500 円に改めるものであります。

第 16 条につきましては、期末手当の支給率の改定でありまして、第 2 項中、12 月に支給する場合には 100 分の 170 とありますものを 100 分の 145 に改めるものであります。

説明資料の 8 ページになりますけれども、別表第 1 につきましては、行政職給料表を改めるものであります。すべての級のすべての給料月額を引き下げるものでありまして、引下げ率につきましては、平均で 1.07%であります。

なお、本町の一般会計ベースでは 1.09%の引下げになっております。

議案書 3 ページ、4 ページと議案の説明資料の 8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。

改正条例第 2 条につきましては、幕別町職員の通勤手当を改正する条例であります。

これは公共の交通機関を利用する職員において、今まで 1 カ月の通勤に相当する額を 50,000 円を限度として毎月支給していたのを改め、6 カ月を超えない範囲で「支給単位期間」を定め、その間に要する運賃相当額を支給単位期間で割った額が 55,000 円を超える時は 55,000 円限度として支給単位期間の最初の月で規則で定める日に全額支給するものであります。

また、今までありました、2 分の 1 の加算措置を廃止するものであります。

議案の説明資料の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

第 16 条第 2 項につきましては、平成 16 年 4 月 1 日から施行されるものでありまして、第 1 条で改正をいたしました職員の給与条例の第 16 条第 2 項中、6 月に支給する場合には 100 分の 155 とありますものを 100 分の 140 に、12 月に支給する場合には 100 分の 145 とありますものを 100 分の 160 に改めるものであります。

同じく説明資料の 9 ページでありますけれども、第 16 条第 3 項につきましては、再任用職員にかかわります期末手当の支給率を改めるものであります。

第 3 項中、6 月に支給する場合には 100 分の 140 とありますものを 100 分の 75 に、12 月に支給する場合には 100 分の 160 とありますものを 100 分の 85 に改めるものであります。

議案書に戻りまして、4 ページをお開きいただきたいと思います。

附則の第 1 項、施行期日につきましては、特別職の給与条例の一部を改正する条例でもご説明申し上げましたが、平成 15 年 12 月 1 日から施行するものであります。

また、改正条例第 2 条関係の規定につきましては、平成 16 年 4 月 1 日とするものであります。

附則第 2 項から第 4 項につきましては、給料表の改正に伴いまして所要の措置を規定するものであります。

附則第5項につきましては、年間給与で民間との実質的な均衡を図る観点から、4月に支給されました給料、管理職手当、扶養手当などの合計額に官民格差である100分の1.07を乗じ得た額に4月から11月までの月数であります8を乗じ得た額と6月に支給された期末勤勉手当の額に100分の1.07を乗じ得た額の合計額を調整額として本年12月に支給いたします期末手当から減額する旨を規定するものであります。

附則第6項は規則への委任規定であります。

なお、今回の給与条例の改正によります影響額につきましては、総額で3,615万1,000円、職員一人当たり平均で15万9,000円の削減となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 職員の給料の期末手当の引下げという内容でありまして、これにつきましては昨今の経済情勢を反映することと、民間との格差を是正するという理由で本年度だけに限らず、既に過年度から行われてきたというふうに思います。

厳しい状況でありますので、公務員の皆さんにとりましても非常に影響額が大きいというふうに思うのですが、一つ懸念することは、社会経済全般を反映するということが、この不況ですから理解するところなのですけれども、民間との給与の格差ということになります。

今、助役の説明の中では最後の方で格差分を100分の1.07というふうにおっしゃっていられたけれども、実際この3年間、この措置をとられてから、民間との格差がどのように変化してきているのか、まずはお尋ねいたします。

○議長（本保証喜） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 毎年、人事院勧告が行われるときに、国内で約36万人、その個別の給与などを調査いたしまして民間格差を出すと。確か平成14年度につきましては2.05でしたか。そして今回が1.07と、そういったようなその給与格差が生じたというふうに人事院の方で調査をいたしまして出されたものでございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） これは中央の人事院勧告の数字ということでしょうか。

なかなか地元の、十勝の賃金の状況というのが数字的に難しい面がありまして出されないということもあるのですが、この間の状況を見ていますと、この中央の関係では2.05から1.07ということで数字的には縮まってきているというふうに思うのですけれども、現実的には十勝の実態、あるいは北海道の、昨日ですか、道職員の給与改定の実態も新聞等で出されているのですけれども、十勝の場合ですと、なかなか格差が是正されていかない、というのはそのことが正しくないということではないのですけれども、民間自体も引き下がっていくことに歯止めがかかっていない、下がることに歯止めがかからない。そこにもってきて公務員も下がるというようなことで、格差是正というよりも悪循環というふうになるのだと思うのですよね。

そうなりますと、こういう経済状況と格差是正ということで提案されていく限り、この提案というのはずっと続くのだと思うのです。こういう人勸のやり方というのは。そうすると、こういう施策そのものが、功を奏さないという見方もできるのではないかと思います、いかがですか。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 今、ご指摘ありましたように国家公務員の人事院勧告がされるわけですが、確かに地域におきましては、公務員給につきましては、民間と比べまして公務員給与の方が高いというような地域格差もあるというようなことが指摘をされているところでございますけれども、これにつきましては今回、人事院勧告に出されておりまして、地域間格差ですね、地域において民間と公務員の格差を対応できる仕組みとするという形で全体として整合性のとれた仕組みにしたいということ

で、早急に地域バランス的なものについても今度から考慮していくような見直しが必要といわれておりまして、早期に具体化できるように検討していくということで、今回、人事院勧告の中でも出さしております。

確かに先ほど言われておりますように、各地方自治体一つずつですね、例えば幕別町だけで民間格差を出すというのは非常に難しいことでもありますので、その辺については今後も人事院勧告を尊重しながら、基準にしながら進めてまいりたいと思いますし、今後、そのような人事院勧告が出されるということも検討されていると思いますので、そのような方向で進めたいと考えております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 非常に厳しい措置でありまして、提案されるのも非常に苦慮されて提案されているというふうには思うのですけれども、今の総務部長のお答えでありますと、今後において人勤が地域間格差、そこそこの限定して自治体の状況も可能な限り掌握しながら合わせていくというふうになりますと、私はその格差があることが問題というよりは、こういう施策を講ずることがずっと下げていく悪循環になってきてはいないか、施策的にはどうかということなのですよね。

ですから、地域間格差を取り入れてそれを是正するということになると、地方のこういう、幕別のような場合は全国的な水準からいったら決して高いとは思われませんので、そうなるともっと公務員の方の給料が下がってしまうのではないかなというふうには思うのですよね。そうするとまた、地域経済に与える影響が大きい。去年は確か4,000万、今年は3,000万台。経済効果からいったらその4倍から5倍というふうになると、全部が幕別で使われるお金ではありませんが、非常に地域に与える影響も大きいというふうに見ますと、この施策そのものが、繰り返しになりますが、功を奏していないのではないかとこのところでもあります。

どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 今の経済状況の中で、デフレがデフレを生むというようなご指摘もございますし、今おっしゃるとおり賃金を一定以上に抑えていくと、かえって景気に、あるいは経済活動に良い影響を与えられないのではないかなというふうなご指摘かと思えます。ただ、公務員給与については、公務員の持っている特殊性、これはどうしても住民の皆さんからすれば極めて関心の高いところにあるのだらうと思えます。

民間が一定の割合で賃金が下がってきている中で、例えば公務員だけが現行どおりそれを維持していく、あるいはそれ以上の措置を講ずるということについては、極めて一般住民からみて納得がいかない状況にあるのだらうと、そういう住民感情も考慮しなければならないのだらうということも1点ではあります。

それとやはり今まで過去の人事院の在り方自体がそういったものを反映した中で、公務員給与を決定してきたと、長年の経過がありますから、それを例えば今この時点で見直して地域経済に与える状況を考えて、うちだけはということは、極めてやっぱり難しいのだらうというふうに思っております。

ただ、一部では今年の12月の手当あたりについては、民間企業も昨年を上回るような状況になってきているというような状況も報道されておりますし、どうしても公務員給与の場合については、半年なり1年遅れるような形で給与が決定されていくと。民間が決まった後の民間の給与を調査して公務員給与が決まるというような実態もございますので、私どもとしてはできる限り地域経済に与える影響等を考えますと、こういう状況が幾らかでも好転する中で、公務員給与も一定程度安定する形が望ましいのだらうと思えますけれども、現行の中では現状の方法をご理解いただければなというふうに思っております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長 (本保証喜) 異議ありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (本保証喜) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長 (本保証喜) 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成15年度第6回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

(10:23 閉会)